

文書による指摘事項及び改善状況（令和4年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 和気福祉会	令和4年12月2日	<p>1 法人運営 文書指摘事項なし。</p> <p>2 会計・経理 （1）会計処理について ①賞与引当金について 法人は、職員に対し毎年賞与が支給されているものの、賞与引当金が計上されていなかった。運用上の取扱通知18に基づき、将来の特定の費用であって、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる金額で、職員に対して賞与を支給する場合には、翌年度に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込み額を賞与引当金として計上する必要がある。</p> <p>②補助金について 一部の補助金が、「雑収益」として計上されていたが適切ではない。補助金は相手先及び内容によって勘定科目が異なるが、「補助金事業収益（公費）」、「補助金事業収益（一般）」、「施設整備等補助金収益」等として計上すべきであった。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金として、固定資産を取得した場合には、「施設整備等補助金収益」を計上するとともに、費用として国庫補助金等特別積立金積立額を計上し、国庫補助金等特別積立金を積み立てる必要がある。</p> <p>（2）経理規程について</p>	<p>2 （1）改善中</p> <p>（2）改善中</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>①帳簿の保存について 仕訳日記帳、総勘定元帳等の会計帳簿が紙媒体で保存されていなかった。経理規程第 10 条において保存すべき会計帳簿が規定されており、電磁的記録により作成する方法をとる場合にはその旨を条項に追加しなければならないが、その旨の規定がなかった。</p> <p>②科目一覧について 計算書類において使用する勘定科目については、経理規程別表 1 により定められている（経理規程第 9 条）が、経理規程同様更新がなされておらず、現在の計算書類で使用されている勘定科目と乖離が生じている。 法律改正や会計事実の発生に伴う勘定科目の新設など、計算書類の勘定科目を変更する際には、必ず経理規程別表 1 の変更手続きも併せて行うことに留意していただきたい。</p> <p>③小口現金の限度額について 小口現金出納帳を確認したところ、小口現金の保有額が経理規程第 26 条 2 項に規定されているに限度額を超えていた。現金の適正な管理のため、小口現金の出納管理は適正に実施していただきたい。</p> <p>④契約書の作成について 新規取得された固定資産について、契約書の有無を確認したところ、契約書及び請書が保存されていなかった。 経理規程第 57 条において、随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない旨が規定されている。また、経理規程第 58 条において、契約金額が 100 万円を超えない契約の場合は、契約書の作成を省略できるが、その場合にも請書を徴する必要がある。</p>	

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>(3) 資金収支計算書について 資金収支計算書の「予算」欄の金額に最終補正予算の金額を記載すべきところを、当初予算の金額が記載されていた。</p> <p>(4) 附属明細書について 補助金事業等収益明細書について、計算書類の金額と一致していなかった。補助金に関する収益は、内容によって区分が異なるが、すべて保育事業区分のものとして記載されていた。 補助金事業等収益明細書の各区分の合計金額が、法人単位事業活動計算書や拠点区分事業活動計算書の金額と一致していることを確認していただきたい。</p> <p>(5) その他 ①積立金の承認について 修繕積立金の取り崩し、人件費積立金及び保育所施設・設備整備積立金の積み立てがされているが、積立及び取崩に関する理事会の決議がなされていないかった。 各種積立金は、一定の目的の下で将来に備えて積み立てられるものであることから、積立金の積立・取崩を行う際は、予め使用目的・金額等について理事会にて決議を行う必要がある。</p>	<p>(3) 改善済</p> <p>(4) 改善中</p> <p>(5) 改善済</p>